

# 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の運営規程

(サービス付き高齢者向け住宅 メディハウス み・かさ星和台)

(事業の目的)

第1条 医療法人康成会が開設するサービス付き高齢者向け住宅メディハウスみ・かさ星和台(以下「事業所」という。)が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 サービス付き高齢者向け住宅 メディハウスみ・かさ星和台
- ② 所在地 奈良県北葛城郡河合町星和台2丁目1番地の17

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

生活相談員 2名以上(内常勤1名以上)

看護職員 2名以上(内常勤1名以上)

介護職員 14名以上(内常勤1名以上)

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入所者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入所者にサービスの提供を行う。

機能訓練指導員 1名以上

計画作成担当者 1名以上

従業者は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 事業所の入居者50名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は50名とする。
- ② 居室数41室のうち、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は41室とする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額とする。

- ① 入浴(週3回)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 療養上の世話
- ④ 健康チェック

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用については、介護サービス一覧表(別紙)の通り徴収する。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

2 前項において、医師又は看護師の指示及び法令等に定めのあるときは入居者本人、同居者、又は身元保証人の同意を得て、一時介護室への異動を行うものとする。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生と防止のための措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための指針の整備

(2) 虐待防止のための委員会を設置

① 委員会の定期的な開催とその結果について、従業者への周知徹底

② 適切に実施するために必要に応じて担当者を設置

③ 従業者への研修の実施

(3) その他、虐待防止のための適切な措置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを監督官庁等に報告するものとする。

(4) ハラスメント対策

職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、及びパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為につき、法令等の他、当法人にて定める規定・手順書・指針に基づき対応します。

(5) 虐待防止対策と虐待通報受付について

利用者に対する虐待防止・虐待通報受付につき、必要な措置、研修の実施、委員会の開催等、法令等の他、当法人にて定める規定・手順書・指針に基づき対応します。

(6) 感染症及び業務継続計画（BCP）について

感染症や非常災害の発生時において、ヒト・モノに対する衛生管理の徹底、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、研修の実施、委員会の開催、業務を継続的に実施、再開するために必要な研修の開催等、法令等の他、当法人にて定めるBCP・規定・手順書・指針に基づき対応します。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 3カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年 12月 1日から施行する。

平成25年 4月 1日改訂

平成26年 6月 1日改訂  
平成27年 9月 1日改訂  
平成30年 11月 10日改訂  
令和 3年 4月 1日改訂  
令和 6年 6月 1日改訂